

第13回 地方分権改革有識者会議 議事概要

開催日時：平成26年5月16日（金） 17:30～20:05

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

地方分権改革の総括と展望（最終取りまとめ）について（地方六団体ヒアリング、提案募集方式の概要の報告、最終取りまとめに向けた議論）

1 まず、地方六団体ヒアリングを行った。

全国知事会 福田 富一 栃木県知事

- ・栃木県では、義務付け・枠付けの見直しに関して、見直しに伴い地域の实情に応じた基準の設定が可能となったものについては独自の基準を設定するなどして、住民サービスや安全・安心の向上を図ることができた。基礎自治体への権限移譲に関しては、栃木県においても積極的に進めており、例えば、パスポート発給申請受理等に関する権限を県内の全市町に移譲することで、手続のワンストップ化により住民サービスが向上するなどしている。また、地方分権改革を進めるためには、県民に意義や取組を理解してもらうことが不可欠であると考えており、平成21年度から県内各地で地方分権・地方自治フォーラムを開催するなど、情報発信による県民の理解促進に積極的に取り組んでいる。
- ・国会審議中の事務・権限の移譲に関する第4次一括法案の早期成立により、地方分権改革が更に進展するよう期待する。また、移譲が円滑に進むよう、確実な財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等に関する具体的な検討・調整を早期に進めてほしい。
- ・直轄道路・河川に関する事務・権限の移譲については、必要な財源措置が講じられることが前提であり、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）に基づく財源措置を確実に講じてほしい。
- ・これまでの改革の総括としては、第1次・第2次の地方分権改革を通じて、一定の前進が見られたといえる。しかし、権限移譲等の改革は未だ道半ばであり、税財源の充実についても十分ではない。真の分権型社会の実現に向け、取組を進める必要がある。
- ・国と地方の役割分担の見直しについては、国と地方の行政の重複を無くし、簡素で効率的な行政の仕組みを構築しなければならない。そのためには、地方が担えることは地方に任せ、国は外交・防衛等の国家の存立に関わる分野に集中するなど、国と地方の役割分担を更に徹底して見直していくことが必要であり、特に、住民に身近な市町村に権限を集約すべきである。
- ・これまでの義務付け・枠付けの見直しについては、従うべき基準が多用され、地方の裁量が拡大していない実態もある。このため、従うべき基準は真に必要な場合に限定する必要がある。
- ・提案募集方式については、全国知事会としても、積極的に提案を行いたい。
- ・地方税財源の充実強化のため、税源の偏在性が小さく安定的な地方税財政制度の構築とともに、地方交付税の安定的確保が必要である。また、税制調査会等で検討されている法人実効税率の在り方については、地方歳入への影響についても考慮してほしい。
- ・ハローワークについて、求人情報の地方公共団体へのオンライン提供の開始は一步前進と評価するが、ハローワーク特区の成果を検証し、ハローワークの地方移管を進めるべきである。
- ・農地転用の許可権限の移譲について、有識者会議において農地・農村部会が開催され、精力的に議論されている。地方六団体においても、農地制度の在り方に関するPTを立ち上げ、今夏を目途に取りまとめを行う。優良農地の確保と地域経済の活性化を両立させるためにも、地域の实情を把握している地方に対し、農地転用に関する権限を移譲すべきである。

全国市長会 清水 庄平 立川市長

- ・第4次一括法案に関して、国から地方への事務・権限の移譲等の取組に感謝する。地方公共団体が円滑に事務を執行できるよう、十分な財源措置を講じるとともに、マニュアルの整備や研修など必要な支援を確実に行うようお願いする。
- ・立川市では、第2次一括法により駐車場法における路外駐車場設置等の届出受理が移譲されたことに伴い、大規模な駐車場について計画段階からその実情を把握することができるようになり、市の交通渋滞問題の対策検討等が事前にきめ細かく行えるようになった。住民の安心・安全に結びついていると実感している。
- ・地方公共団体では、これまでの改革の成果を活用し、地域課題の解決や行政サービスの向上にいかに関わり付けるかが重要となっている。
- ・提案募集方式や手挙げ方式などについて、全国市長会を通じてアンケート調査を実施した。その結果は資料2に記載している。提案募集方式に関しては、過去に検討され実現に至らなかった事項についても幅広く受け入れてほしいという意見、制度の所管府省での検討に留まらず、第三者機関等において提案の妥当性を検討してほしいという意見、提案の採否について各府省の見解を公表するなど、進捗状況や経過を示してほしいといった意見などが出された。また、手挙げ方式に関しては、指定都市・中核市などといった区分だけでなく、人口10万人の都市や5万人の都市といった区分により、移譲対象の事務ごとの受け皿の目安を示すと効果的ではないかという意見、手挙げ方式により移譲が一定の割合まで進んだ場合に全ての地方公共団体に移譲する方策が必要という意見、事務の詳しい内容・必要な人員・メリット・費用などの検討材料となる情報の提供を求める意見、移譲に伴う人的支援及び財源措置等が不可欠という意見などが出された。
- ・提案募集方式は、既存の制度に対する改革度合いの大きさにかかわらず丁寧に議論を進め、個々の提案が着実に改革に結びつく、実効性のあるものにしてほしい。
- ・長年の懸案である農地転用に関する権限移譲については、現在地方六団体のPTにおいて議論を深めており、総合的なまちづくりの観点から今後意見集約を図りたいと考える。
- ・有識者会議の第12回会合に提出された「地方分権改革の実態調査結果」では、今後の地方分権改革の課題として、体制整備や移譲に伴う財源措置などの意見が市町村から示されている。基礎自治体への具体的な権限移譲が行われた平成22年度以降、立川市においても取り扱う業務が拡大する一方で、様々な取組により効率的な行政運営を進め、職員の定員を5年間で100人削減し、特定規模電気事業者の活用により5年間で約1億6000万円の電気料金の節減効果も生んだ。歳入確保の面では、市民の痛みを伴う国民健康保険料の見直しなど苦渋の選択も行い、財源確保に取り組んでいる。今後は行財政改革だけでなく、今回の提案募集方式を活用し、事務負担の軽減につながるような提案も行いたい。政府においても、これまでの地方分権改革によって移譲された事務・権限を地方公共団体が円滑に執行できるよう、支援を確実に講じてほしい。
- ・国と地方の税財源の配分を役割分担に応じて見直すとともに、地方交付税について所要の総額を安定的に確保するなど、地方税財政の充実強化を推進してほしい。

全国町村会 渡邊 廣吉 聖籠町長

- ・全国町村会においては、これまでは地方分権改革の成果を肌で感じないような面もあったが、今日に至り、住民と向き合う具体的なまちづくりを考え、条例制定権の拡大への対応などについて、各町村の魅力にあわせた独自のまちづくりの方向性が見えてきた。
- ・町村は規模が小さく、人口や財政力の問題もあり、多様な形になっている。提案募集方式や手挙げ方式については、町村の現状を理解して進めてほしい。
- ・地方分権改革の総括と展望では、住民が享受する豊かさが求められている。引き続き、住民の声を大切に、地方公共団体の意見を踏まえてほしい。地方の元気がなくて国の元気はないと考える。この点、提案募集方式や手挙げ方式の導入などについては、多様性を持つ町村としては、有り難い。また、住民が享受する豊かさについては、どのような豊かさを選択するかによって、独自のまちづくりの方向性が変わると考える。
- ・これまでの改革では、国と地方の関係が上下主従から対等協力になり、機関委任事務制度の廃止や、義務付け・枠付けの見直しなどで大きな成果が挙げられた。今後の改革における提案募集方式の導入は有効な手段であると考えており、個別案件ごとの検討が進むと、スピード感を持った、住民が望むまちづくりができるようになる。
- ・開発行為の関係についても、市町村への権限移譲が行われたが、実態としてはまだ県が干渉することがあり、独自のまちづくりを進める上での障害になっている例もある。県と市町村の協議の場が必要である。

- ・個別の事例として、資料3のP.5~6のような、他の地方公共団体で多く見られるものではないものもあるため、手挙げ方式により個別の事案への対応が進むことを望む。
- ・国から町村へ様々な調査・照会について、その対応に苦勞している。限られた職員数の中で対応しているところ、調査・照会の結果がフィードバックされ、町村などもそれを活かすことができるというものであれば理解できるが、単に国の統計的な資料にされてしまうということもある。

全国都道府県議会議長会 阿部 広悦 青森県議会議長

- ・これまでの地方分権改革は、第4次一括法案により一区切りとなるが、地方議会関係では、条例による通年会期の選択制度の導入や、議員定数の法定上限の撤廃、常任委員会の所属制限の撤廃などが実現した。こうした改正を受け、それぞれの議会が議会基本条例を可決するなど、議会の改革に取り組んでいる。提案募集方式については、地方自治の現場から新たな視点で地域の実情に応じた提案がなされ、更なる改革の推進につながるものと期待する。
- ・各地域により状況は異なるため、条件の整った地方公共団体が手挙げ方式により先導的な役割を果たすことで、地方分権の動きが広がる。
- ・住民意思を踏まえた施策を行うため、議会の政策立案機能をより高める必要がある。議会改革に努めたい。
- ・地方議会の議長への議会招集権付与、地方議会議員の法的位置づけの明確化、地方議会が議決した意見書に対する関係行政庁の誠実回答の義務付けなどの課題に取り組んでほしい。

全国市議会議長会 佐藤 祐文 横浜市議会議長

- ・平成5年の衆参両院の決議以降、地方分権改革が着実に進んだという点は評価する。地方自治法の改正により地方議会における議案提出要件が緩和され、横浜市や各地方公共団体で議員や委員会からの政策的条例案の提出が増加している。
- ・提案募集方式の運用においては、基礎自治体の意見をしっかり聴いてほしい。
- ・今後の地方分権改革においても、事務・権限の移譲などについて、市町村の意見を聴きながら進めてほしい。特別自治市の創設など、多様な大都市制度に係る改革にも期待する。
- ・神奈川県と横浜市では、平成24年から、副知事と副市長が、二重行政の解消に向けた各種行政分野の意見交換の場を設け、その実績が8回となっている。
- ・権限移譲に伴い、基礎自治体の自己決定権が拡充しており、行政の監視、政策決定、政策提言など地方議会が果たす役割が大きくなっている。地域の自主性及び自立性をより高めるため、地域の実情に応じて地方議会が役割を果たせるよう地方自治法などの更なる見直しを行ってほしい。

全国町村議会議長会 蓬 清二 直島町議会議長

- ・国会審議中の事務・権限の移譲に関する第4次一括法案の早期成立に期待する。
- ・提案募集方式については、新たに各地方公共団体から個別の提案が可能になるものであるが、各府省が地方の声を聴き真摯に提案を検討するという姿勢が不可欠である。有識者会議においても、各府省への要請や提案に係る適切なフォローをしてほしい。
- ・現在の地方税財政は大きな財源不足が生じているところ、地方公共団体が役割を果たすためには役割に伴う財源の確保が必要であり、財源配分の方向性についても有識者会議で議論してほしい。
- ・道州制に関する法案が与党内で議論されているが、町村議会議長会は反対の立場である。多様な地方公共団体の存在を認め、個々の地方公共団体の力を伸ばすことが国力の増進につながるの考えに基づき、道州制ではなく、地域の自主性を高める地方分権改革を着実に進めることが必要であると主張している。

質疑応答

(森議員) 福田栃木県知事の意見のとおり、義務付け・枠付けの見直しに関しては、参酌すべき基準であっても義務に近いような運用も見られる。また、事務・権限が移譲されても、協議が必要とされるなどの例が、まだある。このように、制度としては見直しが行われていても、うまく運用されていないものが多いと感じるが、どうか。

(福田氏) 義務付け・枠付けについては、見直すべきとされた事項のうち74%しか見直されておらず、その中でも、従うべき基準が多用されているため、地域の独自性が発揮できない。提案募集方式を活用し、提案を出していけば、国が見直しをできない理由なども検討過程において明らかになるため、地方が対策を講じて、地域の特性を活かせる仕組みにつなげたい。

栃木県は条例により、動物の死体の収容に関する権限を日光市に移譲した。日光市では、タヌキとハクビシンの死体の収容件数が多いが、これは、観光客が訪れた際に動物などの死体があれば影響が生じるということもあり、市役所の一番近い支所が行う方が好ましいとして権限移譲したものである。このような事例を見ると、地域の独自性を発揮するためには、地方分権改革が必要であることが分かる。

(小早川座長代理) 事務処理特例制度は第1次地方分権改革において創設された制度であり、活用が進んでいるが、都道府県によって差があるというデータもある。事務処理特例制度自体に、改善すべき点、活用しにくい点があるのか。

(福田氏) 現在は、与えられた条件の中で、県と市町村が規制緩和や権限移譲の成果を有効活用していくべきである。事務処理特例制度について活用しにくい点などがあれば、市町村と連携しながら、国に意見を伝えたい。今後、地域が独自性を持てるように考えたい。

(渡邊氏) 新潟県の場合、知事が市町村への権限移譲を推進しているところ、全市町村に移譲するよりも、個別の市町村の実態に応じて選択的に移譲することが多い。

パスポートの発給申請受理に関する権限移譲などは住民サービスの向上につながるが、例えば動物の死体の収容に関する権限移譲などは、処置室の有無や保健所の存在も踏まえると、住民サービスの向上などにつながるのか判断しにくいこともある。このため、無用な形で過重な事務が増加するようなものについては、県が事務処理特例制度を活用して権限を移譲しようとしても、市町村は有り難く受け取らないという実態もある。

(小早川座長代理) 手挙げ方式について、人口10万人の都市や5万人の都市という区分の目安に係る清水立川市長の意見について、誰が目安を定めるのかという点を含め、趣旨を詳しく聴きたい。

(清水氏) それぞれの地方公共団体の個性があり、例えば、地方部の人口10万人規模の地方公共団体と都市部の人口10万人規模の地方公共団体では、実情も異なる。このため、手挙げ方式について、中核市などの区分を一律に用いるのではなく、人口に応じた地方公共団体の特性に合わせた取組を選べるような方法にしてほしいと考えている。

(小早川座長代理) 事務の性質と地域の状況のマッチングについて、きめ細かく対応すべきであるが、この点について清水立川市長は「目安」という言葉を用いているため、標準になるような考え方や基準を持っているものと思われ、それを確認したい。

(清水氏) 具体的な詰めはしていないが、一例として、10万や5万人としている。

(勢一議員) 国からの調査・照会等への対応のコストに係る渡邊聖籠町長の意見について、今後必要な業務を検討していくことが大切であり、各地方公共団体において行政改革・業務効率化を進めているが、このような点に見直しの余地があると感じた。

これまでの話に挙げた事例等について、地方分権改革の成果として住民が何らかの便益を受けているはずであるが、おそらく住民は地方分権改革の成果であるとあまり認識していない。国が今後、広報・PRを行うに当たり、アイデアがあれば示してほしい。

(福田氏) 勢一議員が指摘した点が一番の課題である。地方分権改革に関する住民の関心は薄い。改革の効果を実感できるようにすることが、地方分権改革についての意識を高めることにつながるため、国を挙げて、「このような行政サービスが便利になる。そのために、地方分権改革が必要」という関心を盛り上げていく必要がある。

(谷口議員) 国からの調査・照会等への対応のコストに係る渡邊聖籠町長の意見は参考になった。国からの調査・照会に必要な人数が656人日とされており、例えば3人の職員が専従すれば対応できそうだが、それでも聖籠町にとっては大きな行政コストになるのか。

(渡邊氏) 国からの調査・照会は、政策や法改正の基礎になり効果が現れているものもあるが、一過性のもので結果もフィードバックされないものもある。

私たちは住民への行政サービスを行うために仕事をしているため、国から調査・照会ばかり依頼されると、定員管理も求められている中、限られた人員の中で対応することが難しくなる。国として必要なもの、有益なものがあることは当然理解するが、実態を踏まえ、内容の簡素化等も行なってほしい。

(谷口議員) 国立大学においても、人員やコストの削減が求められる一方、国は、少ない財源を効率的に活用するため、優良なプランには予算を付けるとする。しかし、各大学が様々なプランを考えるが、それを用意するための作業が多くなり全体の仕事量が増えるというジレンマもあると感じる。

また、リーダーシップに関する研究などでは、相手が未熟なときは権威的に振る舞い一方的に決める、相手が成熟してきたら一緒に取り組み並走する、更に相手が成熟すると任せることが好ましいとされる。国と地方の関係においても、このような観点で、能力が高まった地方公共団体が提案募集方式に基づく提案を行い、国が寄り添って一緒に取り組む段階にある。地方公共団体と住民の関係においても同様であり、住民が自分の地方公共団体について危機意識を持つようになると住民自身も課題に取り組もうとするため、地方公共団体によるトップダウンではなく住民と一緒にやる必要がある。

2 次に、末宗内閣府地方分権改革推進室次長から、提案募集方式の概要の報告、今後の農地・農村部会の進め方についての説明、当面のスケジュールについての説明、「地方分権改革の総括と展望」最終取りまとめに向けた論点整理案についての説明があり、続いて、議題「地方分権改革の総括と展望（最終取りまとめ）」について、資料7に基づき意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（末宗次長）4月30日に、地方分権改革に関する提案募集の実施方針を地方分権改革推進本部において決定した。提案募集方式については、資料4のとおりである。

今後の農地・農村部会の進め方については、資料5のとおりである。

当面のスケジュールについては、資料6のとおりである。有識者会議において地方分権改革の総括と展望の最終取りまとめを行い、6月中に地方分権改革推進本部に報告したい。

地方分権改革の総括と展望の最終取りまとめに向けた論点整理案は、資料7のとおりである。左欄が中間取りまとめの記述、右欄が最終取りまとめ案の記述であり、主な変更点については下線を記している。（古川議員）中間取りまとめ以降、様々な機会を得られた知見・意見を踏まえた最終取りまとめ案となっており、関係者に感謝する。

P.1の下段について、「地方分権改革に『取り組む重要性』は、ますます高まっている」とあるが、衆参両院の決議から20年を超えた現在、「実現する重要性」などとして、成果を出していくという気持ちを表現すべきである。

P.11の中段について、提案の対象に関して「地方分権改革推進委員会の勧告に基づき実施してきた、」との記述が入っており、資料4のP.1の中段にも同様の記述がある。ここに読点が入っていること、地方分権改革に関する提案募集の実施方針にはこの記述自体が入っていないことを踏まえると、提案の対象を、権限移譲と規制緩和のうち地方分権改革推進委員会の勧告に基づき実施してきた事項のみに限るという趣旨ではないものと解するが、誤解を防ぐためにも削除するといふ。

P.12の上中段に、提案募集方式を運営するに当たっての留意事項があるが、現行制度の見直しに留まらず制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案についても対象とするという点が記述されていない。この点は、地方分権改革に関する提案募集の実施方針では記述があり、また、地方懇談会等でも反応が良かったため、記述してはどうか。

P.13の下段に、地方分権改革推進本部及び有識者会議について、「既に常設のものとして設置・開催され」とあるが、この本部と有識者会議は常設のものであるという理解でいいのか。

P.14の上段に、「地方分権改革は、内閣府の恒久的な事務として位置づけられており」とあり、内閣府の事務として期限を定めていないために「恒久的な事務」という表現になっているものと解するが、内閣府設置法ではどうなっているのか確認したい。

P.27の下段に、ハローワークの求人情報のオンライン提供について記述があり、この取組は高く評価している。関連して、厚生労働省においては求人情報だけでなく求職情報を優良な民間企業に提供することを検討していると聴くが、求職情報の地方公共団体への提供も検討に含まれているのか確認したい。

（神野座長）古川議員の意見について、P.1の下段に関しては、ここで改革が完成して終わるわけではないため、「取り組む」を「実現する」とするのではなく、成果を出して活用しながら次のステップを進めていくという趣旨が分かる表現にしたい。「進める」とすることはどうか。

（新藤大臣）「推進する」という表現もある。

（神野座長）では、「推進する」との表現にしたい。

（末宗次長）古川議員の意見について、P.11の中段に関しては、権限移譲と規制緩和に従来取り組んできたため提案募集方式においてもこれを対象とするという説明の意図で記述した部分であったが、誤解を受ける可能性があるのであれば、該当部分の記述は不要な表現であると考えている。

P. 12の上中段に関しては、大きな論点であるため、指摘のあった部分を追加したい。

P. 13の下段に関しては、現政権が期限を定めずに速やかに地方分権改革推進本部と有識者会議を設けたという点を明確にして、このような記述になった。

P. 14の上段に関しては、地方分権推進委員会及び地方分権改革推進委員会の際は法律が時限であり、内閣府設置法上も附則で時限の所掌事務として定められていた。現在は、内閣府設置法の本則で時限を設けず所掌事務が定められているため、「恒久的な事務」と記述した。

ハローワークの求職情報の提供に関しては、厚生労働省において検討中であるが、地方公共団体への提供も検討に含まれていると聴いている。

(森議員) P. 13の下段について、この有識者会議で最終取りまとめを行うため、最終取りまとめの中で自ら「地方分権改革有識者会議を活用すべき」と表現することは、やや違和感がある。「国においては、この会議を活用すべきである」などとしてはどうか。

(末宗次長) 森議員の意見については理解するが、有識者会議の最終取りまとめは、最終的には内閣府として報告をすることも考えているため、この表現でもいいのではないか。

(森議員) そうであれば、この表現でいい。

P. 13の上段について、手挙げ方式が必要となる背景として「一方で、地域における事務処理体制等に大きな差がある」という記述がある。修文の必要はないが、本来は、市町村合併推進の背景には、これまでの地方分権改革における権限移譲の受け皿となる体力をつけることも含まれていたと認識しており、離島などで合併できなかった市町村は別として、自らの意思で合併しなかった市町村が事務量等を理由に権限移譲に消極的になることには疑問を持っている。

(小早川座長代理) P. 13の上段について、最終的には全国一律の権限移譲となることが手挙げ方式の目標であるという趣旨が、少し強く表現され過ぎている。事務の種類、性質、地域特性によって、全国一律の移譲や、中核市、特例市というような区分等による移譲にも馴染まないものがあり、手挙げ方式はこのような点に対応できるという意味でも画期的であると考え。このため、全国一律の移譲では改革が進みにくい理由として、事務処理体制等に差があることのみ記述となっていることは適切ではない。一方、事務処理体制に係る森議員の意見については、理解する。P. 13の上段の「事務処理体制等に大きな差があることから」の中に「地域特性」という表現を入れるといい。

P. 1の中段に、我が国を取り巻く状況が概観されているが、この記述では地方分権改革を推進する重要性に直結しない。人口減少や東京一極集中は、困難な状況の中で本当に必要な行政サービスを行う必要があるという意味で地方分権改革の必要性が分かるが、国際社会における我が国の役割や課題が増大しているという点は、どのように地方分権改革につながるのか。

P. 6の中段について、国が本来果たすべき役割が詳しく記述されたが、これは詳しくし過ぎであり、国に残すべき権限が多いと読めてしまう。特に、追加された下線部分について、これを理由に国の権限としているものが多く、それを乗り越えることが今後の課題であるため、もっと簡潔にするべきである。

P. 13の下段について、地方分権改革推進本部と有識者会議を「常設のもの」と表現しているが、違和感がある。

P. 15の下段について、「立法の原則」の徹底を追記した点は評価する。しかし、地方分権改革の総括と展望の最終取りまとめに記載されるのみであり閣議決定の対象になるわけではないため、義務付け・枠付けを増加させない仕組みを今後考えていく必要があると思った。

P. 30の中段について、情報発信に係る記述の追加は評価するが、地方公共団体の職員が「地方分権の観点から」業務を見直す意識を高めるとあり、権限を移譲せよという面が強く表れすぎる。地方分権によって住民に対する行政サービスの向上が究極の目的であり、地方公共団体の職員もその意識を持つべきであるため、少なくとも「地方分権等の観点から」にしてほしい。

(末宗次長) 小早川座長代理の意見について、P. 13の上段に関しては、「事務処理体制等」を「事務処理体制及び地域特性等」にすることでもいいか。

(小早川座長代理) その修文であれば納得する。

(森議員) 私も、その表現でも構わない。

また、そうであれば、P. 13の中段に関しても、ある程度の広がりを持って移譲が進んだ場合には全国一律の移譲に移行することを検討すべきと記述されており、本来は全国一律の移譲であるという趣旨が感じられ

る。

(末宗次長) 森議員の意見について、P. 13 の中段に関しては、地方懇談会においても出された意見を踏まえたものである。例えば、事務処理特例制度の活用について、一部の市町村のみに権限移譲され一部の市町村へは権限移譲されていないと混乱が生じることがあるため、移譲がかなり進んでいるのであれば、分担の明確化の観点や住民に身近な市町村において住民サービスの向上を図るという観点から、全面的に移譲することが好ましいとの意見であった。

(小早川座長代理) 全国一律の移譲ができるものであれば最終的には全国一律の移譲となることが望ましいという点は、私もそのとおりであると考えている。

(末宗次長) これまでの議論を踏まえ、P. 13 の中段に「事務の性格に応じ」を追記するなどの修文を検討する。

(勢一議員) P. 13 の上段に関して、手挙げ方式の記述に「地域特性」の表現を追記することには賛成する。むしろ、「地域特性」を「事務処理体制」より先に記述してほしい。自家用有償旅客運送に係る権限移譲においても同様であるが、全国一律の権限移譲が進まない際に手挙げ方式で移譲できるという理由は、地域特性が一番大きい。なお、地方自治法の改正案が今国会に提出されているが、連携協約制度なども、同様に地域の多様性を踏まえたオーダーメイドの仕組みであり、親和的な発想である。

(神野座長) 小早川座長代理の意見について、P. 1 の中段に関しては、国際社会における国家としての存立にかかわる国の事務が増大していることから、内政面の事務は地方に移していくという趣旨であると理解するが、どうか。

(末宗次長) そのとおりであり、内政面においては、国は本来果たすべき役割に特化して、地方が元気を出して役割を担うべきとの趣旨である。

(小早川座長代理) そうであれば、行政活動はしっかり行わなければならないが国は手が回らないという趣旨の、中間に入る表現が不足している。

(神野座長) 小早川座長代理の意見について、P. 6 の中段に関しては、今回追記したように具体的に表現すると、これを捉えて国に事務を残す論理にされることが懸念されるということである。

(小早川座長代理) そのとおり。ただし、地方自治法で定められる国の役割3つのうち1つしか記述されていないことは不自然であるという意見は理解できるため、「国際社会における国家としての存立にかかわる事務」の表現もあわせて削除し、「国が本来果たすべき役割」の記述のみで表現してはどうか。

(末宗次長) この点は単に、地方自治法で定められる国の役割3つのうち1つだけが挙げられていたため、正確を期するために記述したものであるが、指摘を踏まえ簡潔に記載したい。

(新藤大臣) 小早川座長代理の意見について、P. 13 の下段に関しては、新たに法律を制定し過去の地方分権改革推進委員会のような組織を設置するべきであるという意見に対して、同委員会は時限の組織であったが既に常設の地方分権改革推進本部と有識者会議を置き現在の体制が整えられていると説明したため、このような記述になった。

(神野座長) それでは、「常設」は法律用語でもないため、現在の記述のままでもいいのではないかと。

(小早川座長代理) 現在の記述でいいが、提案募集方式等の仕組みを設けて継続的に運用し、それを支える体制を政府内で整えるということがこれまでの取組と異なる点であり、有識者会議を常設のものにすること自体に意味があるわけではない。改革を継続していくという意味であると考えている。

(新藤大臣) 具体的な推進体制については、時の内閣及び大臣の方針で位置づけを行うものであり、私は期限を定めずに地方分権改革推進本部と有識者会議を置いたところ。既に設置されているという点をはっきりさせたいという趣旨で、このような記述になった。

(末宗次長) 小早川座長代理の意見について、P. 30 の中段に関しては、事務局としては、地方分権の観点とは、自主性、自立性を発揮する観点から見直すという趣旨であり、権限移譲を求めるといふ趣旨で作成したものではない。

(小早川座長代理) そのように「自主的」という表現を用いてはどうかと考えている。「地方分権の観点から」を「自主性を発揮する観点から」や「地方公共団体の自主性を発揮する観点から」に修正するといい。

(勢一議員) P. 11 の中段のなお書きについて、内容は適切であるが、提案募集方式と直接関係しないものであり、別の場所に記載すべきではないかと。

(末宗次長) このなお書きは、今後は権限移譲と規制緩和しか取り組まないと誤解されないよう、提案募集方式の対象ではないが所管府省が税制調査会や地方制度調査会等において検討するという点を明記したも

のである。

(谷口議員) P. 1 の中段について、人口減少に係る記述は書きぶりが強すぎるのではないかと。地方公共団体の存亡についても視野に入れ行政サービスの水準維持のための取組を検討している地域に対しては、危機の中でさらに地方分権を頑張れというメッセージになってしまう。「人口減少にかかわらず、少子高齢化に対応して行政ニーズがより多様化・増加しているため、地方公共団体の足腰をより強くしなければならない」など、危機であるから地方分権が必要であるというつながりを柔らかく表現するべきである。

P. 11 の中段について、提案の対象が記述されているが、一般に権限移譲には国から地方公共団体へのものと都道府県から基礎自治体へのものであるため、今回の提案募集方式については国から地方公共団体への移譲が対象であると明確に定義するといいたい。

P. 13 の下段について、地方分権改革推進本部と有識者会議を併記しているが、この二つの機能の違い等が誰でも理解できるよう明記するといいたい。

(末宗次長) 谷口議員の意見について、P. 13 の下段に関しては、P. 8 の上段の左欄において地方分権改革推進本部と有識者会議についての記述があるため、再掲していない。

(小早川座長代理) P. 1 の中段について、人口減少に係る記述の中で「地域によってはその機能を維持することすら危ぶまれ」の「その」とは何を指すのか。「地方公共団体の」を指すと解すると、谷口議員が指摘するように、違和感がある。

(末宗次長) 指摘のとおり、「地方公共団体の」では書きぶりが強くなりすぎるため、地域あるいは地域社会という幅広い意味を想定していたが、これまでの意見を踏まえて検討する。

(神野座長) 一通り意見が出た。今後、何度くらい議論することになりそうか。

(末宗次長) 今回の意見を踏まえ、政務及び神野座長と相談した上で、早めに最終取りまとめ案の形で議員の皆様へ提示したい。議論がまとまれば、次回の有識者会議において最終取りまとめ案が収束するのではないかと。

3 最後に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から以下の趣旨の挨拶があり、閉会した。

(新藤大臣) 最終取りまとめの議論に至っているところ、この有識者会議で挙げた成果は大きい。現在、国会において第4次一括法案が審議されているが、私は有識者会議の議論を踏まえて国会で答弁している。また、第31次地方制度調査会に対する安倍内閣総理大臣からの諮問の中でも、この有識者会議が取りまとめたミッションである「個性を活かし自立した地方をつくる」という表現が最初に用いられている。

また、今回の提案募集方式の実施においては、原則として、総務省の地域の元気創造プラットフォームを活用し、地方分権改革に係る調査の関係では初めて、電子化して一括調査・集計を行うことになった。真の電子自治体のためまずは臆より始めよとの観点で行うもので、経費や手間もかからず、市町村への調査の際に都道府県を通す必要もない。このように、有識者会議の提言が新しい方向にも進展している。

本年6月30日には、地方分権改革シンポジウムを開催する。安倍内閣では、アベノミクスの成果を全国津々浦々に届け、日本経済を持続可能とするためにも地域活性化が主な課題であり、それを支えるものが地方分権改革である。内閣の姿勢をしっかりと示すため、シンポジウムを意義のあるものにしたい。

本日の議論のとおり、強い意志と覚悟により地方分権改革の成果を挙げるのが重要であると考えているため、今後の議論についてよろしく願います。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)